第百五十五条の十三第一項第一号中「（当該連結事業年度が当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合の当該分割型分割の日の属する連結事業年度であるときは、同日の属する法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度）」を削り、同条第二項第一号イ中「第五十九条第一項及び第二項」を「第五十九条第一項から第三項まで」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第六十一条の十三第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）

第百五十五条の十三第二項第一号に次のように加える。

ニ　法第六十二条の五第二項及び第五項（現物分配による資産の譲渡）

第百五十五条の十三の二第一項第一号中「（当該連結事業年度が当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合の当該分割型分割の日の属する連結事業年度であるときは、同日の属する法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度）」を削る。

第百五十五条の十五第二項を削る。

第百五十五条の十九第一項中「又は第二号」を削り、「連結親法人の同項第一号に定める」を「連結親法人の同号イに掲げる」に、「同項第二号に規定する連結子法人」を「同号に規定する特定連結子法人（以下この項において「特定連結子法人」という。）」に、「（当該連結子法人の」を「（当該特定連結子法人の」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「又は連結子法人」を「又は特定連結子法人」に、「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に、「被合併法人等（」を「被合併法人又は他の内国法人（」に、「最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の」を「最初連結事業年度（」に、「連結親法人事業年度をいう。第三項及び第四項」を「最初連結事業年度をいう。第三項及び第十二項」に、「第八十一条の九第二項第三号に規定する適格合併等の日」を「第八十一条の九第二項第二号に規定する適格合併の日の属する連結事業年度又は同号に規定する残余財産の確定の日の翌日」に改め、「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた日の前日の属する事業年度に当該適格合併等の日が属することとなる場合には、当該事業年度を当該連結親法人の連結事業年度とみなした場合の当該連結事業年度。以下この項において同じ。）」を削り、「当該適格合併等の日の」を「当該適格合併の日の属する連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の」に改め、同項第一号中「第八十一条の九第二項第二号」を「第八十一条の九第二項第一号」に、「連結子法人の」を「特定連結子法人の」に、「連結子法人が」を「特定連結子法人が」に、「とき。　当該」を「とき　当該」に改め、同項第二号中「第八十一条の九第二項第二号」に、「当該被合併法人等が二以上ある」を「同号に規定する適格合併が法人を設立するものである」に、「とき。　当該」を「とき　当該」に改め、同条第二項中「第三項から第七項まで」を「第四項から第八項まで」に改め、同条第三項から第七項までを次のように改める。

3　法第八十一条の九第二項第一号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる欠損金額の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一　法第八十一条の九第二項第一号イに規定する欠損金額　同号に規定する特定連結子法人が当該欠損金額（法第五十七条第二項又は第五項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の規定により当該特定連結子法人の欠損金額とみなされたものを除く。）の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その事業年度の翌事業年度から最初連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出していること（法第五十七条第二項又は第五項の規定により当該特定連結子法人の欠損金額とみなされたものにあつては、同条第二項に規定する合併等事業年度の確定申告書又は同条第五項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度の確定申告書を提出し、かつ、これらの事業年度の翌事業年度から最初連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出していること。）。

二　法第八十一条の九第二項第一号イに規定する災害損失欠損金額　同号に規定する特定連結子法人が当該災害損失欠損金額（法第五十八条第二項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定により当該特定連結子法人の同条第一項に規定する災害損失欠損金額とみなされたものを除く。）の生じた事業年度について法第五十八条第四項に規定する損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書を提出し、かつ、その事業年度の翌事業年度から最初連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出していること（同条第二項の規定により当該特定連結子法人の同条第一項に規定する災害損失欠損金額とみなされたものにあつては、同条第二項に規定する合併等事業年度の確定申告書を提出し、かつ、その事業年度の翌事業年度から最初連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出していること。）。

4　法第八十一条の九第二項第二号に規定する連結完全支配関係がある法人に準ずる法人として政令で定める法人は、最初連結親法人事業年度（法第四条の三第六項（連結納税の承認の申請）に規定する連結申請特例年度である法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この款において「連結親法人事業年度」という。）をいう。次項において同じ。）の期間内に同号の連結親法人又は連結子法人を合併法人とする適格合併で当該連結親法人との間に完全支配関係（法第四条の二（連結納税義務者）に規定する政令で定める関係に限る。次項において同じ。）がある法第四条の二に規定する他の内国法人を被合併法人とするものが行われる場合の当該他の内国法人（当該適格合併の日が同条の承認を受けた日以後である場合には、法第四条の三第九項第一号又は第十一項第一号に掲げる法人に限る。第六項において「連結前被合併子法人」という。）で法第六十一条の十一第一項各号（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は第六十一条の十二第一項各号（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）に掲げるもの以外のものとする。

5　法第八十一条の九第二項第二号に規定する連結完全支配関係がある法人に準ずる法人として政令で定める内国法人は、最初連結親法人事業年度の期間内に同号の連結親法人との間に完全支配関係がある法第四条の二に規定する他の内国法人で同項の連結親法人又は連結子法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定する場合の当該他の内国法人（当該残余財産の確定の日が同条の承認を受けた日以後である場合には、法第四条の三第九項第一号又は第十一項第一号に掲げる法人に限る。次項において「連結前確定子法人」という。）で法第六十一条の十一第一項各号又は第六十一条の十二第一項各号に掲げるもの以外のものとする。

6　法第八十一条の九第二項第二号イに規定する政令で定める法人は、連結前被合併子法人又は連結前確定子法人（法第六十一条の十一第一項各号又は第六十一条の十二第一項各号に掲げるものに限る。）とする。

7　法第八十一条の九第二項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一　法第八十一条の九第二項第二号に規定する適格合併に係る被合併法人又は同号に規定する他の内国法人（次号において「被合併法人等」という。）と同項第二号に規定する連結親法人又は連結子法人との間に当該連結親法人又は連結子法人の当該適格合併の日の属する連結親法人事業年度又は同号に規定する残余財産の確定の日の翌日の属する連結親法人事業年度開始の日の五年前の日（次号において「五年前の日」という。）から継続して支配関係がある場合

二　被合併法人等又は前号に規定する連結親法人若しくは連結子法人が五年前の日後に設立された法人である場合（次に掲げる場合を除く。）であつて当該被合併法人等と当該連結親法人又は連結子法人との間に当該被合併法人等の設立の日又は当該連結親法人若しくは連結子法人の設立の日のいずれか遅い日から継続して支配関係があるとき。

イ　法第八十一条の九第二項第二号に規定する適格合併の日の前日又は同号に規定する残余財産の確定の日以前に、当該連結親法人又は連結子法人との間に支配関係がある他の内国法人を被合併法人とする適格合併で、当該被合併法人等を設立するもの又は当該連結親法人若しくは連結子法人と当該他の内国法人との間に最後に支配関係があることとなつた日以後に設立された当該被合併法人等を合併法人とするものが行われていた場合（同日が当該五年前の日以前である場合を除く。）